|  |
| --- |
| 収入印紙 |

別記様式第８号（第２７条関係）

**保留地売買契約書**

　中津川都市計画事業リニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業施行者中津川市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号。以下「法」という。）第９６条第２項の規定により生じた保留地の売渡しについて、次の条項により売買契約を締結する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

（契約の目的）

1. 甲は、別表記載の土地（以下「本件土地」という。）を、乙に売り渡すものとする。

（契約代金）

第２条　本件土地の契約代金は、金円（１㎡あたり金　　　　円

）とする。

（契約保証金）

第３条　乙は、本契約締結と同時に契約保証金として、金　　　　　　　円を納付するものとする。

２　前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

３　第８条第１項の規定により本契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

（契約代金の納付）

第４条　乙は、第２条の契約代金を　　　年　　　月　　　日までに納付するものとする。

２　前条の契約保証金は、契約代金に充当するものとする。

（土地の引渡し）

第５条　甲は、前条の規定により契約代金を受領したときは、遅滞なく本件土地を乙に引き渡すものとする。

２　乙は、前項の規定により本件土地の引渡しを受けたときは、当該土地を使用し、収益することができるものとする。

３　本件土地の引渡し後発生する公租公課は、乙の負担とする。

（清算金）

第６条　本件土地について、画地確定出来形確定測量により増減があったときは、その増減した地積に応じて第２条の単価により算出した金額をもって清算するものとする。

２　前項の清算金には、利子を付さないものとする。

（所有権移転登記）

第７条　本件土地の所有権移転登記は、法第１０７条第２項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後、甲が行うものとし、登記に要する諸費用は、乙の負担とする。ただし、第９条により甲がその保留地権利譲渡申請を承認した場合は、譲受人の負担とする。

（契約の解除）

第８条　乙が、中津川都市計画事業リニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業の保留地処分に関する規則に違反したとき、又は本契約を履行しないときは、甲は本契約を解除することができるものとする。

２　前項の規定により、本契約を解除したときは、乙は本件土地を原状に回復して甲に返還するものとする。

３　前項の規定により、土地の返還があった後、甲は、乙が支払った契約代金を返還するものとする。

４　前項の返還金には、利子を付さないものとする。

５　本契約を解除することにより、乙が損失を受けても、甲は、その責めを負わないものとする。

（権利の譲渡等）

第９条　乙は、第７条に規定する本件土地の所有権移転登記が完了するまでの間、第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ甲の定める保留地権利譲渡承認申請書により甲の承認を受けるものとする。

２　甲は、保留地権利譲渡承認申請書を受けた後、乙に保留地権利譲渡承認通知書を提出するものとする。

３　乙は、保留地権利譲渡承認通知書を受けた後、甲に保留地権利譲渡届出書を提出するものとする。

４　乙は、住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)、氏名(法人にあっては名称)を変更したとき、又は死亡(法人にあっては解散、合併又は分割)したときは、甲の定める住所等変更届出書又は保留地相続届出書を甲に遅滞なく提出するものとする。

（契約締結の費用負担）

第１０条　本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（契約外の事項）

第１１条　この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議して解決するものとする。

　この契約締結の証として、契約書２通を作成し、甲乙記名（個人の場合は署名

とする。）押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　甲　　住　　　　所　　　中津川市かやの木町２番１号

　　　　　　　　　氏名又は名称　　　中津川市長　 　　㊞

　　　　　　乙　　住　　　　所

　　　　　　　　　氏名又は名称

別表

**土地の表示**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 保留地番号 | 街　区　番　号 | 地　　　積 | | 備考 |
| 号 | 街区　　　画地 |  | ㎡ |  |